山福告示第２号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２６第１項第１号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の規定により、特定相談指定事業所及び障害児相談支援事業所の指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の３０第２項及び児童福祉法第２４条の３７の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年3月５日

山鹿市長　　早 田　順 一

１　特定相談支援事業所番号　　４３３０５００４０８
　　障害児相談支援事業所番号　　４３７０５００１３６

２　事業所の名称及び所在地
（１）名称　　相談支援事業所　ともとも
（２）所在地　　山鹿市鹿本町来民５７６番地７

３　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
（１）申請者　　ケーエスティー株式会社
（２）申請者の事務所の所在地　　山鹿市鹿本町御宇田２９８番地３
（３）代表者の氏名　　守田　俊啓

４　指定年月日　　令和８年４月１日

５　事業の種類
（１）特定相談支援事業
（２）障害児相談支援事業